

関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（H22年度）

団体・企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和及び手続の簡素化」に関する内容を対象としているため、国の法令による規制、県以外の機関等に対する要望などについて回答できない部分がありますのでご了解願います。

1 関係団体

茨城県行政書士会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 産業廃棄物収集運搬業許可申請に関し、現在の水戸市だけでなく曜日を決めて各県民センターでの申請受付を実施してほしい。</p> <p>※ 昨年度も同要望を提出し、「行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要」との回答を得ており、その後の具体的な検討状況も併せて回答願いたい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>産業廃棄物処理業の許可申請については、現在、水戸市内において受付を行っております。</p> <p>ご要望のあった各県民センターにおける許可申請の受付について、検討を進めておりますが、各県民センターにおいて許可に係る事務を行うには、新たな職員の配置や、産業廃棄物情報管理システムの整備などが必要となり、本庁及び各県民センターを含めた全体の体制整備が必要になります。</p> <p>このため、試行的に、本庁職員が各県民センターでの受付事務を実施し、その結果を検証するなど、引き続き各県民センターでの受付事務について、検討を進めていきたいと考えています。</p>
<p>○ 車庫証明の添付書類のうち、承諾書を自認書と一緒にして、どちらかを選択することができる様式にしてほしい。</p>	<p>担当課：警察本部交通規制課</p> <p>自認書と承諾書を1枚の様式で兼用することについて、今後検討してまいります。</p>
<p>○ 建設業の許可について、特定建設業者が特定建設業の要件を満たさなくなったとき、「特定」の廃止届出を出して「一般」で新規申請しなければならないのは何とも不合理です。一般で許可されるまでの1ヶ月超の期間（つまり、「一般」で許可されるまでの間）は、「特定」が継続されるようにしてほしい。</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>建設業法第29条では、特定建設業の要件を満たさなくなった時点で許可を取り消さなければなりません。実務的には自主的に廃業届を提出していただくこととしております。</p> <p>このため、一般の許可が出るまでの間、特定の許可を継続させることは困難と考えられます。</p>

(社)茨城県産業廃棄物協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 茨城県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例第7条に基づく、県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議制度について、届出制にするなど規制緩和をしてほしい。 (県外産業廃棄物の適正処理業者の仕事の確保)</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度は、県外の産業廃棄物が無秩序に県内に持ち込まれることを未然に防止するため、平成19年10月に施行した「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」の規定に基づき行っているものです。</p> <p>県では、平成21年4月に「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」を制定し、その中で、協議を省略できるケースの設定や添付書類の簡素化等、一部規制緩和を図ったところ です。</p> <p>また、昨年10月に、当制度の今後のあり方に関するワーキンググループを設置し、当制度の見直しを行っているところであり、本年4月から、事前協議の事務委任（代理者による協議）や協議を省略できるケースの増設等の対応を図る方向で検討を進めているところ です。</p> <p>今後とも当制度の適正な実施にご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 工業団地等に廃棄物処理施設を設置する場合には、茨城県産業廃棄物の処理の適正化に関する条例第11条に基づく、住民説明会及び住民同意等の事前協議を不要としてほしい。 (工業団地内廃棄物処理施設の設置促進)</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議は、許可申請の前に、審査事務の適正かつ円滑な執行を図り生活環境の保全を図る趣旨で実施しておりますが、一方で、設置に当たって調整すべき他法令の規制等を事前に調整し、また、施設設置周辺の地域住民等との紛争防止を図ることで、事業計画者の施設設置に係る事業実現性を確保するものでもあります。</p> <p>このような趣旨から、工業団地に廃棄物処理施設を設置する場合であっても、事前協議を実施し、事前に各種調整を行っているところですが、特に「工業専用地域」に定められた地域については、当該地域が都市計画法により工業の業務の利便の増進を図る地域として定められている趣旨を踏まえ、工業専用地域内における周辺住民の同意取得を不要とし、手続きを緩和しているところ です。</p> <p>今後とも、事前協議手続きの進め方については、適宜、見直し等を図っていきたいと考えておりますが、事前協議を行う趣旨を御理解の上、今後とも、当該審査手続きの適正な実施に当たりご協力をいただきますようお願いいたします。</p>

<p>○ 石綿含有産業廃棄物の適正処理を図るため、中間処分許可事業場に一時的な保管ができるようにしてほしい。 (石綿含有産業廃棄物の飛散防止と不法処理の防止)</p>	<p>担当課：廃棄物対策課 中間処理施設において処理品目外である石綿含有産業廃棄物等を直接受け入れることは困難ですが、他県においては施設への積替保管施設の設置等により一時的な保管を認めている例があることから、当該方法を本県において認めることが適切であるか否か等について今後検討してまいります。</p>
---	--

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 毎年4月1日現在の職員変動等現況についての報告として「変更届」を提出しているが、併設事業等との間の配置換えをした時、当該職員のうち「介護支援専門員」及び「看護師」について、その都度「資格証等写しの裏面に本人の署名捺印をして提出する」という作業があり、当初の採用・配属の段階で同様のものを既に提出しており、その意味の重複的対応に負担感を強く感じる。 業務の効率化の観点に立ち、省略的措置をお願いしたい。</p>	<p>担当課：長寿福祉課 変更届に添付する資格証の写しの裏面に本人の署名捺印をして提出する書類は、指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準に適合しているかどうか厳格に確認を行うため、毎年度提出をお願いしているものです。引き続き適正な介護保険の運営にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 職員の氏名・住所・電話番号を記載した「従業員一覧表」を提出しているが、新規採用者はともかくとして、既往職員まで住所・氏名・電話番号を改めて一覧表に記載する必要があるのだろうか。 期間中の新規採用者のみ提出する、もしくは報告様式を変更するなど手続きを簡素化してほしい。</p>	<p>担当課：長寿福祉課 従業員一覧表につきましては、変更になった方のみ記載していただければよいこととしています。これからも事業者の方の負担とならないよう手続き方法など検討してまいります。</p>
<p>○ 平成21年4月改定介護保険法により、介護・看護等の体制強化加算等々職員の増減により適用が変動する要因を多く抱えることになり、その後の管理に苦慮が多い。 例えば、介護体制強化に関しては、介護福祉士職員が1名減ると所定比率を下回ることや、その人数は同じでも他の介護職員を増やすとその比率が満足しなくなる、といった現象があり、その都度変更申請しなければならない。 また、対象とする職員が増加すると改めて承認申請し復活のための手続きを要することとなる。</p>	<p>担当課：長寿福祉課 加算等に係る体制の届出に当たっては、国の通知上「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。」とされていることから、体制に変更のある都度届出書の提出をお願いしており、引き続き適正な介護保険の運営にご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。</p>

特に、女子職員が圧倒的に多い事業所であり、産休・育休など特有の変動もあることから、基準となる職員構成を欠く場合、当該月の加算請求を当然行わないことになるが、「廃止・再申請」という手続きを繰り返し行わないで済むよう、当初の加算申請が再開時にそのまま活かせるなど、手続きの簡素化をしてほしい。

(社)茨城県身体障害者福祉協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 茨城県からの委託事業実施にあたり、一般の道路を使用することになったため、水戸市（事務所）から離れている某警察署に「道路使用許可申請」に行った。茨城県からの委託事業で県の予算のみの事業であるが、許可申請にあたり、受託しているのは国、市町村等ではないので減免規定に該当しない。申請手数料が必要といわれた。</p> <p>茨城県の事業、予算でありながら減免されず申請手数料を支払うことに疑問を感じる。減免規定について改正または柔軟な対応ができないか。</p>	<p>担当課：警察本部交通規制課</p> <p>茨城県警察関係手数料徴収条例第4条により減免の対象が定められているところですが、今後は他県の状況等を参考としつつ検討してまいります。</p>
<p>○ 「道路使用許可申請」にあたり、地元警察署のできるのであればともかく、1回目、申請用紙受理、添付書類等の指導を受ける。2回目、申請、申請内容確認、添付書類確認受理。3回目、許可申請書受取、と多忙の中3回も遠方まで足を運ぶことになった。1、2回目はやむを得ないと思うが、許可申請書の受け取りについては、特に問題がなければ、料金は負担するとしても郵送等で対応ができないか。（受取の際は申請者の印鑑を持ってくるようにいわれた。）</p>	<p>担当課：警察本部交通規制課</p> <p>道路使用許可証の郵送については、注意事項等の教示、また申請者に確実に交付しなければならないことから、行っておりません。申請書の記載方法や添付書類につきましては、事前に電話で警察署へ問い合わせることにより確認できます。</p> <p>なお、申請書につきましては、茨城県警察本部のホームページからダウンロードすることができます。</p>

(社)茨城県経営者協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 消防法・高圧ガス保安法・労働安全衛生法・石炭法などの所管官庁が異なる保安規制の法令手続きの一元化</p>	<p>担当課：消防防災課</p> <p>各法令が別個で、所管官庁も国、県、市と分かれているため、同一の申請書等による法令手続きの一元化は難しいと考えられます。</p> <p>しかしながら、事前審査につきましては、鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域内における、保安四法許可等合同審査実施要領別表によるプラントの新設または変更のいずれかに該当する場合で、保安四法（消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法）のうち、2法以上の規制対象となる場合は、関係行政庁の合同審査を受けることができますので、ご活用ください。</p>
<p>○ 高圧ガス設備等の完成検査の夜間・休日受検可能体制確立</p>	<p>担当課：産業技術課</p> <p>完成検査の夜間・休日受付体制については、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
<p>○ 公共工事に係る申請書類に関する県と市町村との統一化（入札参加資格審査表と添付資料の経営規模等評価結果通知書）</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>入札参加資格申請の共同受付については、平成21年度より開始し、県内の約半数の市町村に参加いただき、申請書の共通書類につきましては1部のみ提出いただくよう改善を図っているところです。</p> <p>しかし、一部各市町村が個別に求める書類については、各自治体で必要と判断しているものですので、現在の段階で全てについての統一化は困難であると考えております。</p>
<p>○ 物品調達に係る入札参加資格申請書類に関する県と市町村との統一化</p>	<p>担当課：会計第二課</p> <p>物品調達に係る入札参加資格審査申請書類については、地方自治法施行令に基づき各自治体ごとに資格要件を定めています。</p> <p>県では、平成24年1月から参加資格申請についてインターネットを介して利用できる電子調達システムの構築に向けて検討を進めております。</p> <p>このシステムについては、市町村に対しても共同利用を呼びかけているところであり、今後具体的な導入に向けた協議を進める中で申請書類の統一化についても検討していきたいと考えております。</p>

○ 県の業務窓口である県出先機関の増設（特に水戸市から距離のある地域，鹿行地域，県南地域等）	<p>担当課：人事課</p> <p>出先機関の増設については，行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
○ 夜間休日に申請手続きが可能な窓口の設置	<p>担当課：人事課</p> <p>夜間休日の窓口設置については，行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
○ 各市町村役場への県業務窓口の設置	<p>担当課：人事課</p> <p>市町村とのさらなる連携を図るなかで，県民に身近な市町村の窓口で各種手続きが行えるよう，市町村への権限移譲の拡大を進めております。</p>
○ 建築基準法に関する申請（建築確認申請）の処理の迅速化及び手続きの簡素化	<p>担当課：建築指導課</p> <p>国が公表した建築確認手続き等の運用改善の方針に基づき，建築基準法施行規則及び関係告示等の改正が行われ，確認申請図書の補正の対象の拡大，確認審査と構造計算適合性判定の並行審査，軽微な変更の対象拡大及び申請図書の簡素化等について，平成22年6月1日から施行されました。</p> <p>これら運用改善の取組みによって，審査期間の大幅な短縮化及び手続きの簡素化が図られているところであり，今後も引き続き建築確認手続きの円滑化等に努めてまいります。</p>
○ 建築基準法43条第1項ただし書きの緩和	<p>担当課：建築指導課</p> <p>災害時における防災上の観点から，建築基準法第43条第1項（接道義務規定）において，建築物の敷地は，建築基準法上の道路（道路法による国，県，市町村の道路など）に2メートル以上接しなければならないと定められています。</p> <p>また，同項ただし書において，その敷地の周囲に広い空地を有する場合等の建築物で，特定行政庁（知事）が，交通上，安全上，防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には，接道義務規定の例外扱いとなることとされています。</p> <p>当該許可については，建築審査会の審議の特例基準を設ける等，柔軟かつ公平に運用しておりますので，ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p>

<p>○ 都市計画法に関する申請（開発行為に対する許認可審査業務）の処理の迅速化及び手続きの簡素化</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>都市の無秩序な市街化を防止し、施設の一定の整備水準を確保する目的で行う開発許可にかかる事務については、個々の申請内容や他法令の許認可等の状況を踏まえ、適正に審査を行う必要があることから、相応の審査期間を要しております。</p> <p>なお、開発許可事務に関しては、住民サービスの向上や個性豊かなまちづくりの推進を目指し、平成14年より順次権限移譲を進めており、平成23年4月には人口5万人以上の全ての市に権限移譲いたします。</p> <p>今後は、更に基準の見直しを行う等、一層の迅速化及び簡素化に努めてまいります。</p>
<p>○ 市街化区域と市街化調整区域との定期的な地域区分の見直し実施</p>	<p>担当課：都市計画課</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域との区域区分の見直しについては、都市計画法に基づいて、概ね5年毎に、地元の市町村と調整を図りながら実施しております。</p>
<p>○ 廃棄物処理法に関する申請（許認可審査業務・施設設置、変更及び搬入処分の事前協議）の処理の迅速化及び手続きの簡素化</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>〔施設設置の許認可手続き〕</p> <p>廃棄物処理施設の設置・変更に係る許可に当たっては、法令上の許可基準要件等の審査や縦覧手続き等のため、標準処理期間を定め、できる限り迅速かつ適正に審査を行っているところです。</p> <p>また、許可申請の前には、他法令の規制等に係る事前調整や地域住民との合意形成を行うことにより事業計画者の事業実現性を確保するとともに、周辺地域の生活環境の保全及び審査事務の適正かつ円滑な執行を図るため、事前協議を行い、必要な審査を行っているところですが、生活環境上の影響が軽微であると認められる計画等については、住民同意等の一定の手続きを省略するなど簡素化を図っているところです。</p> <p>引き続き、施設設置に係る手続きに当たっては迅速な対応を図るとともに、適宜、制度等の見直しを行うことにより簡素化を図ってまいります。</p> <p>〔搬入処分の事前協議〕</p> <p>産業廃棄物の県内搬入に係る事前協議制度は、県外の産業廃棄物が無秩序に県内に持ち込まれることを未然に防止するため、平成19年10月に</p>

	<p>施行した「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」の規定に基づき行っているものです。</p> <p>県では、平成21年4月に「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」を制定し、その中で、協議を省略できるケースの設定や添付書類の簡素化等、一部規制緩和を図ったところです。</p> <p>また、事務処理体制を強化し、協議予約から協定締結までの日数の大幅な短縮を図っているとともに、本年4月から、事前協議の事務委任（代理者による協議）や協議を省略できるケースの増設等の対応を図る方向で現在検討を進めているところです。</p> <p>本制度の趣旨をご理解のうえ、今後とも協議手続きの適正な実施にご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>〔産業廃棄物処理業の許可〕</p> <p>産業廃棄物処理業の許可については、欠格要件の審査に一定の期間を要しますが、今後、関係機関への照会回数を増やすことなどにより、審査における事務処理の迅速化を図ってまいります。</p>
<p>○ 農地法に関する申請（農地振興地域における農地転用許可）の処理の迅速化及び手続きの簡素化</p>	<p>担当課：農政企画課</p> <p>〔農地転用許可〕</p> <p>2ha以下の転用許可については、市町村への権限移譲を進めており、事務処理の簡素化、迅速化を図っております。（H23.1現在20市）</p> <p>〔農振農用地区域内の農地〕</p> <p>農用地区域内にある農地の転用は原則認められません。ただし、周辺の営農環境に支障がないなどの条件を満たす場合には農地の転用は可能ですが、農地転用に先立ち、市町村の農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外する必要があります。この手続きには、農振法に基づき変更計画を公告し30日間の縦覧に供するなど、相応の期間が必要となりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>

<p>○ 道路法に関する申請（道路占用，特殊車両通行許可・24条申請等）の処理の迅速化及び手続きの簡素化</p>	<p>担当課：道路維持課</p> <p>道路法に関する申請につきましては，道路の適正な利用や，安全で快適な利用を図るため，審査に必要な書類を添付いただいております。</p> <p>申請内容によっては現地確認などが必要であり，相応の審査期間を要しているところですが，申請者に不便をおかけすることのないよう事務処理の迅速化に努めてまいります。</p> <p>また，申請の簡素化については，占用許可や特殊車両通行許可の更新申請等について，新規申請時の書類を活用するなどして，必要以上の書類を求めないなど手続きの簡素化に努めているところです。</p> <p>今後とも，可能な限り申請者の負担軽減に努めてまいります。</p>
<p>○ 道路交通法に関する申請（制限外積載許可期間の延長）</p>	<p>担当課：警察本部交通規制課</p> <p>制限外許可の許可期間については，運転経路における交通状況等の変動を確認し，許可の継続の可否，許可に際し危険防止のために付した条件等の検討が一定期間ごとに必要なため，期間を設定しております。</p> <p>なお，本県の許可期間については，全国と同一期間となっています。</p> <p>道路における危険を防止し，交通の安全と円滑のため，その趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>○ 特車許可要件の緩和</p>	<p>担当課：道路維持課</p> <p>道路を安全で快適に利用していただくために，重量や高さ等の制限値を超える車両を通行させる場合には通行許可申請をお願いしております。</p> <p>この制限値は，道路の構造を保全し，交通の危険を防止する観点から，車両制限令にて定められています。</p> <p>茨城県においても，この車両制限令に基づき審査しておりますので，独自に緩和することは困難です。</p>
<p>○ 港湾利用に関し，海外港湾との競争力に対抗すべく申請事務のワンストップ化推進</p>	<p>担当課：港湾課</p> <p>H20.10よりNACCSシステムが稼働しており，現在全国的には13の手続きが申請可能となっています。本県におきましては，入港届について対応可能となっており，それ以外の手続についても順次対応を検討しているところです。</p>

(社)茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 農地法5条の農地転用許可制度について、非線引き都市計画区域内の用途地域の定めのある区域内においては、農地転用手続きを許可制ではなく届出制にしてほしい。</p>	<p>担当課：農政企画課</p> <p>農地法において、市街化区域内の農地転用については、届出制になっています。これは、市街化区域は、計画的に市街化を図るべき区域として、農業上の土地利用調整が図られているためです。</p> <p>非線引き都市計画区域内の用途地域の定めのある区域内の農地は「市街地化の傾向が著しい区域内の農地」と位置付けられており、原則許可できる区域となっていることから、市街化区域に準ずる区域と判断できるため、機会をとらえて、届出制の導入について国に対して要望していきたいと考えます。</p>
<p>○ 各自治体で定める宅地開発指導要綱などに基づき実施される宅地造成に対して、自治体が検査済証を下したのものについては、議会での道路認定前であっても建築確認許可を出してほしい。</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>都市計画区域及び準都市計画区域内においては、建築基準法（以下「法」という。）第43条第1項により「建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない」と定められています。</p> <p>ここで言う道路とは、法第42条に掲げられた建築基準法上の道路であり、都市計画法による開発許可を要しない宅地開発指導要綱等による宅地造成区域内の道路（以下「宅地造成区域内の道路」という。）は、この道路には該当しないため、一般的には道路法による道路（同条第1項第1号）又は特定行政庁（知事又は建築主事を置く市長）が指定する道路（以下「位置指定道路」という。同条第1項5号）とする必要があります。したがって、ご意見の事案につきましては、建築確認の前に建築基準法上の道路とする必要がありますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、位置指定道路の申請があった場合には、円滑な社会経済活動を確保する観点から更なる手続きの迅速化に努めてまいります。</p>

<p>○ 宅地建物取引業免許申請（更新含む）時の添付書類に「県税に未納のないことの証明書」を添付するようになっていたが廃止してほしい。（納税状況の確認は、建築指導課と税務課との間で行われたい）</p>	<p>担当課：建築指導課</p> <p>「県税に未納のないことの証明書」の添付につきましては、県税の滞納の未然防止の観点から、宅地建物取引業免許申請（更新含む）だけでなく、入札参加資格、融資制度、補助制度、許認可等の各種申請手続を行うにあたって添付いただいているところであります。</p> <p>そのため、今後とも県税の滞納の未然防止のため「県税に未納のないことの証明書」の添付にご協力をいただきたく、ご理解をいただきませうお願いいたします。</p>
--	---

2 企業（工業団地連絡協議会幹事社）

那珂西部工業団地連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 「環境景観協定」について、塀、緑地管理など細かな取り決めが多く、自由度が少ないため、緩和してほしい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>植栽基準や外壁後退などにつきましては、立地企業と県で環境景観協定を締結させていただいております。協定の内容については、関係法令との関係や立地企業のご意見を伺いながら検討してまいります。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 建設業の許可申請・届出における「成年被後見人、被補佐人に該当しない旨の登記事項証明書」及び「市町村の長が発行する身分証明書」について、提出の廃止・緩和を求める。</p> <p>（理由）役員（取締役等）変更の際に提出しているが、特に大企業においては、被後見人・被補佐人に該当することはあり得ないことであり、また、取得手続きも手数料が掛かる（法務局、本籍地（県外の場合も多数あり）の市町村まで行かなければならない）。</p>	<p>担当課：監理課</p> <p>「登記されていない旨の証明書」及び「身分証明書」は、建設業法施行規則第4条第4項及び第5項により提出を定められている法定書類となるため、全国一律の基準として、当県のみで廃止を決定できるものではありません。</p> <p>なお、役員の変更と許可申請の時期が同時期の場合、一方をコピーの提出で承認するなどの緩和措置をとっております。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工場立地法における緑地面積率規制の緩和</p>	<p>担当課：事業推進課，立地推進室</p> <p>緑地率及び環境施設面積率の緩和については、平成19年6月施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられています。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を市町村等を構成員とする協議会が策定し、国から同意を得た場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を市町村が条例で定めることができますこととなっています。</p> <p>平成23年1月現在、県内では、同基本計画について、8地域（40市町村）が国から同意を受けており、うち、潮来市、古河市、牛久市、石岡市、かすみがうら市、桜川市、八千代町、筑西市、結城市、下妻市及びつくばみらい市の11市町において緑地率の緩和が行われているところです。</p> <p>今後も引き続き、工場立地法の特例等の企業立地促進法の活用のメリットについて、市町村に十分周知するとともに、国との調整を行うなど、市町村における条例制定の支援を行ってまいります。</p> <p>〔参考〕条例を定めた市町村数の推移 H20年度： 3 H21年度： 5（+2団体） H22年度： 11（+6団体）</p>
<p>○ 工場立地法における「一の団地」の定義緩和（公道を挟んだ敷地（飛び地）の合算可能化）</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>工場敷地から離れたいわゆる「飛び地」への緑地整備については敷地面積への算入は認められておりませんが、工場等の周辺の区域に相当規模の緑地等が整備されている場合には勧告を行わないことができる勘案措置（敷地外緑地制度）が創設されたところです。</p> <p>当該措置の適用に必要な都道府県の基準について、この度、「敷地外緑地ガイドライン」として制定しましたので、詳細につきましては当方までご相談ください。</p> <p>（お問い合わせ先） 茨城県企画部事業推進課 工業団地整備担当 電話：029-301-3533（直通）</p>

<p>○ 工場立地法における敷地外緑地合算の要件となる「生産の為に必要な施設」の範囲に、「生産に従事する者の休憩施設等」を加えてほしい。</p>	<p>担当課：事業推進課</p> <p>「生産の為に必要な施設」は工場立地法においては、「生産施設」といいます。</p> <p>この生産施設とは、経済産業省が定めた同法施行規則において「物品の製造工程を形成する機械及び装置が設置される建築物」と規定されているため、休憩施設は原則として生産施設とはなりません。</p> <p>ただし、敷地外緑地制度の適用にあたっては、判断が難しいケースも考えられますので、具体の取り扱いにつきましては、当方までご相談ください。</p> <p>(お問い合わせ先) 茨城県企画部事業推進課 工業団地整備担当 電話：029-301-3533 (直通)</p>
<p>○ 「産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特例措置（課税免除）」の恒久化（現在は、H24.3月迄の期限付）</p>	<p>担当課：税務課</p> <p>各種の政策目的を達成するための課税免除措置を行う場合は、その効果等を検証するため、一定の期間を設けることが適当であると考えております。</p> <p>こうした考え方から、現行条例の適用期間終了後の取扱いについては、条例の目的への効果を検証しつつ、内容の見直し及び継続するか否かを検討することといたします。</p>
<p>○ 高圧ガス製造施設軽微変更届出範囲の拡大</p> <p>現在、配管の取替は認定を取らない限り、変更許可申請であるが、32A以下の小配管は、施工前の自主検査（耐圧、気密、肉測、非破壊検査PT等）をしっかりと実施しているので、軽微な変更届出としてほしい。</p>	<p>担当課：産業技術課</p> <p>現状の高圧ガス保安法においては、左記取替は「変更許可申請」の対象に該当し、県独自の規制の緩和は困難です。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 県への各種届出、申請等の相談窓口を各市町村に設置してほしい。</p>	<p>担当課：人事課</p> <p>市町村とのさらなる連携を図るなかで、県民に身近な市町村の窓口で各種手続きが行えるよう、市町村への権限移譲の拡大を進めております。</p>

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工場立地法に基づく緑地面積率を20%以上から、千葉や東京などと同様に15%以上に見直してほしい。</p>	<p>担当課：事業推進課，立地推進室</p> <p>緑地率及び環境施設面積率の緩和については、平成19年6月施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられています。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を市町村等を構成員とする協議会が策定し、国から同意を得た場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を市町村が条例で定めることができますこととなっています。</p> <p>平成23年1月現在、県内では、同基本計画について、8地域（40市町村）が国から同意を受けており、うち、潮来市、古河市、牛久市、石岡市、かすみがうら市、桜川市、八千代町、筑西市、結城市、下妻市及びつくばみらい市の11市町において緑地率の緩和が行われているところです。</p> <p>今後も引き続き、工場立地法の特例等の企業立地促進法の活用のメリットについて、市町村に十分周知するとともに、国との調整を行うなど、市町村における条例制定の支援を行ってまいります。</p> <p>〔参考〕条例を定めた市町村数の推移 H20年度： 3 H21年度： 5（+2団体） H22年度： 11（+6団体）</p>
<p>○ 河川への排水ヒューム管の口径600φをさらに大きな口径のものを使えるようにしてほしい。（ゲリラ豪雨時の排水対策）</p>	<p>担当課：河川課</p> <p>排水管等の工作物の設置許可にあたっては、排水先の河川の流下能力や水位上昇の影響など治水上の支障の有無等を判断しております。</p> <p>従いまして、排水管の口径については、設置に伴う支障の有無を個別に判断し決定することになります。</p> <p>なお、工場敷地内からの雨水排水については、下流域に洪水による被害が生じないように流出を抑制する場合があります。</p>

<p>○ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、現在、印刷したものを郵送して対応しているが、インターネットでも報告ができるようにしてほしい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>産業廃棄物管理票交付等状況報告書については、現在、各県民センターの窓口で、直接又は郵送で受付をしております。</p> <p>ご要望のあったインターネットでの報告については、行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等の課題を踏まえつつ、実現の可能性について検討してまいります。</p>
---	--

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 工場立地法による緑地の規制は企業としてその土地への進出の足かせになっている。</p> <p>緑地規制が緩和すればもっと積極的に進出できる可能性がある。</p> <p>古河市、牛久市は圏央道開通を見込んだ企業誘致が活発化しており、既に緩和しているものの龍ヶ崎市は議会にも提出されておらず市町村でばらつきがある。</p>	<p>担当課：事業推進課，立地推進室</p> <p>緑地率及び環境施設面積率の緩和については、平成19年6月施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「企業立地促進法」という。）」において、市町村が条例を定めることにより工場立地法の緑地率を緩和することができる特例措置が設けられています。</p> <p>具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を市町村等を構成員とする協議会が策定し、国から同意を得た場合に、地域の実態に即した緑地率の緩和を市町村が条例で定めることができることとなっています。</p> <p>平成23年1月現在、県内では、同基本計画について、8地域（40市町村）が国から同意を受けており、うち、潮来市、古河市、牛久市、石岡市、かすみがうら市、桜川市、八千代町、筑西市、結城市、下妻市及びつくばみらい市の11市町において緑地率の緩和が行われているところです。</p> <p>今後も引き続き、工場立地法の特例等の企業立地促進法の活用のメリットについて、市町村に十分周知するとともに、国との調整を行うなど、市町村における条例制定の支援を行ってまいります。</p> <p>〔参考〕条例を定めた市町村数の推移 H20年度： 3 H21年度： 5（+2団体） H22年度： 11（+6団体）</p>

<p>○ 規制や行政手続きを調べる時、建築物や環境などに関する呼称・名称（乾燥炉、ボイラー、水質他）から、規制となる設備の能力や届出様式・罰則などを一覧できるホームページを作成してほしい。</p>	<p>担当課：広報広聴課</p> <p>規制等を一覧できるホームページの作成には、まず、各規制等の所管部署がそれぞれに関連情報を掲載したページを作成することが必要となることから、その状況を確認しながら対応を検討してまいります。</p>
--	---

東筑波新治工業団地連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）										
<p>○ 工業用水の料金は4月に値下げになったが、県西地区に比べまだ高い。県内の工業用水の料金について、均一料金とならないか。または格差是正できないか。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>本県の工業用水道事業の平均料金（33.19円/㎡（経営経費負担金を除く））は、全国平均（22.83円/㎡）を上回っていますが、それは次の要因によるものと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①水源開発に多大な期間と費用を要したこと ②地下水等水源が豊富であったことから、工水施設整備が比較的后発となり建設費が増嵩したこと ③広大な可住地面積を誇る本県の地理的要因により、配水設備等に多額の費用を要したこと <p>このため、企業局ではこれまで中期経営計画を策定し、維持管理費及び人件費の削減・合理化並びに高金利企業債の低利資金への借換えや企業債等の繰上償還による資本費の低減など経営の健全化に努めてきた結果、平成22年度から次のとおり料金を引き下げたところです。</p> <p style="text-align: center;">（1㎡当たり。経営経費負担金含む。）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>鹿島1・2期工水</td> <td style="text-align: right;">32.7円→28.7円</td> </tr> <tr> <td>鹿島3期工水</td> <td style="text-align: right;">59.3円→50.0円</td> </tr> <tr> <td>県西広域工水</td> <td style="text-align: right;">105.0円→95.0円</td> </tr> <tr> <td>県南広域工水</td> <td style="text-align: right;">105.0円→95.0円</td> </tr> <tr> <td>県央広域工水</td> <td style="text-align: right;">68.0円→63.0円</td> </tr> </table> <p>今後も引き続き水需要開拓を図るとともに、維持管理費や資本費の抑制等により経営基盤を強化し、事業間の格差是正も含めて、料金について定期的に見直しを実施してまいりたいと考えております。</p>	鹿島1・2期工水	32.7円→28.7円	鹿島3期工水	59.3円→50.0円	県西広域工水	105.0円→95.0円	県南広域工水	105.0円→95.0円	県央広域工水	68.0円→63.0円
鹿島1・2期工水	32.7円→28.7円										
鹿島3期工水	59.3円→50.0円										
県西広域工水	105.0円→95.0円										
県南広域工水	105.0円→95.0円										
県央広域工水	68.0円→63.0円										

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○ 各都道府県の企業立地推進機関から、企業誘致に関するアンケートがしばしば送られてくるが、同じような質問が多く、できれば県で他府県からの調査項目をまとめていただき、県よりアンケート依頼をしてほしい。</p>	<p>担当課：政策審議室</p> <p>各都道府県とも県内産業の活性化，県民の雇用の場の確保などを目的に企業誘致を積極的に進めている状況です。企業誘致にあたっては，各都道府県とも独自に企業情報を把握したい傾向が強いため，同じような内容のアンケートが企業様宛に複数届くという状況になっていると考えられます。</p> <p>ご提案の内容については，実現するには難しい部分もありますが，適切な機会に趣旨を伝達してまいりたいと存じますので，ご理解をいただきますようお願いいたします。</p>